商品概要説明書

大口定期預金

（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

１．商品名 （愛称）	・自由金利型定期預金 （大口定期預金）
２．販売対象	・法人および個人のお客さま
３．期間	・定型方式 １か月、２か月、３か月、６か月、１年、２年、３年、４年、５年 ・満期日指定方式 １か月超５年未満 ・定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。この場合は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続されます。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・１千万円以上 ・１円単位
５．金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
６．払戻方法	・元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。
７．利息 （１）適用利率 （２）利払方法 （３）計算方法 （４）税金	 ・預入時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・預入期間２年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 ・預入期間２年以上のものは、中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。 中間利払日は、預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年毎の応当日とし、約定利率の 70％を中間利払利率（小数点第４位以下切捨て）として計算します。 中間利払利率＝約定利率×70％ ・付利単位を１円とし、１年を 365 日とする日割で計算します。 ・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・個人のお客さまは 20.315％の源泉分離課税(国税 15.315％、地方税 5％)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20％(国税 15％、地方税 5％)ですが、平成 25 年１月１日から令和 19 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15％)に対して 2.1％の復興特別所得税が付加されます。
８．手数料	―――――
９．付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることはできます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50％を上乗せした利率)

商品概要説明書

大口定期預金

（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の利率により計算した利息とともにお支払します。 ・但し、中間利払いが行われている場合は、解約時の利息が付かないことがあります。 ① 解約日までの日数が１ヶ月未満 次の A.B.C により計算した利率の内、最も低い利率。（小数点第４以下切捨て、C 式の計算結果が 0%を下回る場合は 0%とします） A.解約日における普通預金利率 B.約定利率×70% C.約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 ②解約日までの日数が１ヶ月以上 次の A.B により計算した利率の内、最も低い利率。（小数点第４位以下切捨て、B 式の計算結果が 0%を下回る場合は 0%とします） A.約定利率×70% B.約定利率－ （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 ・上記の利率により計算した利息額と、既にお支払いした中間払利息支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）との差額を清算します。但し、その差額がマイナスの場合でも元金を下回ることはありません。
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	・証書式、通帳式での取扱ができます。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
13. 契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０-０１７１０９または０３-５２５２-３７７２